

令和 4 年度札幌市私立認可保育所等における新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金の概要（令和 4 年 7 月 20 日時点）

1 対象施設等

認可保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、地方裁量型認定こども園、地域型保育事業所、延長保育事業または一時預かり事業実施施設のうち、補助金の申請時点で下記のいずれも満たす施設が対象となります。

- (1) 感染拡大防止を徹底するための取組に努めていること。
- (2) 感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施している職員への支援を図っていること。

※分園を設置している場合は、本園と分園を分けて、それぞれの施設から申請可能です。

施設種別による補助対象イメージ図

		保育所	認定こども園 (幼稚園型認定こども園を除く)	地域型保育事業所	幼稚園	幼稚園型認定こども園
補助対象	通常保育	○	○	○	× ※4	× ※4
	延長保育事業	○	○	○	×	○
	一時預かり事業（一般型） ※1	○	○	×	○	○
	一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ） ※2	×	○	×	○	○
	一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ） ※3	×	×	×	○	×

※1 一時預かり事業（一般型保育所タイプ及び一般型幼稚園タイプ）を指す

※2 一時預かり事業（幼稚園型）を指す

※3 一時預かり事業（2歳児受入れ促進事業）を指す

※4 幼稚園及び幼稚園型認定こども園の教育時間に対する補助は、北海道の補助事業となります。

2 補助金額

(1) 施設の利用定員（令和4年4月1日時点）により補助金額が異なるもの（通常保育、延長保育事業）

① 定員 19 人以下

通常保育：300,000 円以内、延長保育事業：150,000 円以内

② 定員 20 人以上 59 人以下

通常保育：400,000 円以内、延長保育事業：200,000 円以内

③ 定員 60 人以上

通常保育：500,000 円以内、延長保育事業：250,000 円以内

(2) 施設の利用定員によらず、1 事業あたりの金額となるもの（一時預かり事業）

300,000 円以内（※1 施設で一時預かり事業を2つ実施している場合は、600,000 円以内となります。）

(1)(2)それぞれ補助金額と対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の金額を上限とし、1,000 円未満の端数が生じた場合には、その金額を切り捨てます。

各事業に対する補助金は、原則各事業等でのみ使用する経費が対象となりますが、施設全体で共用する備品等、通常保育や他の事業と切り離せない経費の場合には、各事業の利用定員で按分して申請していただきます。

3 補助対象経費

以下は、令和4年4月1日（年度途中で事業等を開所した施設は開所日）から令和4年12月31日（年度途中で事業等を廃止した施設は廃止日）の間に支払った手当等の人件費や、発注、納品及び支払いが完了した備品等に関する経費に限ります。

クレジットカードや後日請求型の電子マネーでの決済の場合は、口座からの引落日が基準日となります。

(1) 職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（以下、「かかり増し経費」という。）

- ・職員が勤務時間（外）に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等
- ・非常勤職員を雇上した場合の賃金（※非常勤職員を雇上する場合は給付費の加算調整を申請することができません。）
- ・施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援費

※職員に備品等購入費として事前に一定額を支給すること自体は差し支えありませんが、補助金の対象となるのは実費相当額のみとなるため、職員の購入状況を把握することが必要となります。

対象経費

例) 危険手当、施設消毒等のための時間外勤務手当、感染拡大防止のための職員雇用にかかる経費、感染拡大防止のための研修受講や会議等の開催にかかる経費、感染拡大防止のために通勤方法等を変更する場合の交通費、職員が日常生活で使用するマスクや手荒れ防止用のハンドクリーム等の購入支援費

対象外経費

例) 職員配置基準を満たすための職員の雇い上げ、慰労金、休園時の休業補償金

(2) 備品購入等に対する経費（以下、「備品等購入費」という。）

対象経費

下記に例示するもののほか、以下の3点に該当する経費であるかを判断のうえ申請してください。例年、対象可否について多くのお問合せをいただきますが、品目による対象可否の判断をしておりません。個別にお問い合わせをいただく場合は、下記3点に該当する経費であるかを予めご確認のうえご連絡をいただきますようお願いいたします。

- 1 下記の対象外経費に該当しないか
- 2 どのような感染症対策のために購入するか説明できる経費であるか
- 3 購入することが直接的に感染症対策に寄与するか説明できる経費であるか

例) マスク、消毒液、エプロン、パーテーション、体温計、防護服、空気清浄機、サーキュレーター、空気清浄機能または換気機能付きのエアコン、加湿器、施設消毒にかかる費用、玩具、サーマルカメラ、リモートワーク等のために要するパソコンやタブレット、感染拡大防止のための研修受講や会議等の受講に必要な備品等、感染対策のために日常生活での使用分を超えたクリーニング代や洗剤、タオル、ペーパータオル、感染症予防の広報や啓発にかかる経費、抗原検査キット、次亜塩素水の生成器、二酸化炭素濃度測定器、抗菌コーティング、濃厚接触者となった職員のために行う自費検査等の費用

対象外経費

下記に例示するもののほか、「どのような感染症対策のために購入するか説明できる経費」「購入することが直接的に感染症対策に寄与するか説明できる経費」に該当しない経費は対象外となります。

例) 対策備品を大量購入したことにより必要となった物品庫、備品を稼働させるために必要な電池、タブレットの保護カバーや保護フィルム、食料品、治療薬（風邪薬等）、日常生活で使用する消耗品（ティッシュ、トイレットペーパー等）、単に劣化や故障等を理由とした備品等の購入や修繕費、工事費

4 かかり増し経費と備品等購入費の配分方法について

令和4年度の補助事業は、保育所等が感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供するための支援となるため、原則、かかり増し経費（人件費又は備品等購入支援費）に積極的に御活用いただくものです。そのため、備品等購入費のみでの申請はできません（かかり増し経費の申請が無い場合、補助金が一切交付されません）。補助金を備品等購入費に充てる場合は、かかり増し経費と併せて申請する必要があります。

また、かかり増し経費については、補助対象となっているいずれかの事業等で1,000円以上申請していただきますが、通常保育を補助対象とする施設は、通常保育で1,000円以上申請してください。（各事業で按分される経費であれば、いずれかの事業等で1,000円以上となる必要があります。）

5 補助金の申請時に必要となる書類について（暫定）

(1) 交付申請書

(2) 添付書類

① かかり増し経費のうち、手当等の人件費

「手当の名称」「支払理由」「支払金額」「支払日」を記載した人件費支給に係る申出書（子ども未来局が作成し申請書様式とあわせ後日送付。）が必要となります。

② かかり増し経費のうち、備品等購入支援費

「宛名」「精算日（受領日）」「精算金額（受領金額）」「購入品目」「購入日」がわかる精算書や受領書が必要となります。

※職員が経費を購入したことを示す領収書等をご提出いただく必要はありません。

③ 備品等購入費

経費を支払ったことがわかる書類（領収書や通帳、振込送信データ、払込受領書等の写し）が必要となります。

なお、次の事項が確認できるものを提出してください。

ア 購入した品名の内容がわかるもの

※対象外経費も一緒に購入されている場合は、対象経費の内訳がわかる書類（納品書や請求書等）も合わせて提出してください。

イ 対象経費にかかる支払金額及び支払日がわかるもの

ウ 領収書等の発行日や発行（販売）元がわかるもの

エ 領収書等の宛名や振込の依頼者がわかるもの

※領収書等の宛名が運営法人または施設名ではない（立て替えた）場合は、精算書が必要となります。

6 補助金のスケジュール（暫定）

未定：補助金の周知、申請受付

令和5年1月中旬：申請締切

令和5年3月末まで：札幌市から各施設へ補助金交付

7 補助内容の変更等について

国の補助金交付決定額により、補助金額や対象経費の範囲等が変更となる可能性がありますので、御留意ください。